

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 11 月 16 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## ◆企業年金における財政運営基準等の見直しについて◆

企業年金における財政運営基準については、平成 23 年 10 月 6 日に第 2 回目の見直し案の公表があり、パブリックコメント（意見公募手続）が行われておりましたが、本日、厚生労働省より、寄せられた意見および回答が公表されました。

第 2 回目の見直し案の概要をあらためてご案内するとともに、今回の厚生労働省の回答により、変更となった部分について、ご案内申し上げます。

なお、見直し案中、指定基金健全化計画承認基準の見直しについては、今回の厚生労働省の回答により新基準が確定し、本日付で厚生年金基金令が公布されるとともに、厚生労働省通知が発出されていますので、改正のポイントを併せてご案内申し上げます。

### 1. 寄せられた意見および回答

#### (1) 掛金引上げ猶予措置

(基金、DB)

平成 24 年 4 月 1 日以降に掛金の引上げが必要となる基金（指定基金を除く）、DB に対して、平成 25 年 4 月 1 日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。

- ・但し、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることが必要。

#### ➡ パブリックコメントを踏まえた変更点

なし。

・猶予措置期間を延長すべきとの意見に対しては、「現時点で猶予期間を長期間設定することは、財政健全化へ向けた取組みがその間遅れる」との厚生労働省の回答。



(2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例

(基金)《公布日から》

平成25年4月1日までに予定利率を引き下げる場合、計算基準日時点の不足金の解消を留保することも可能とする。

・ 予定利率引下げに伴う後発債務分(数理債務の増加分)は特別掛金に反映。

→ パブリックコメントを踏まえた変更点

なし。

・ ポートフォリオ変更の際に予定利率を引き下げるため措置期間を延長してほしいとの意見に対しては、「措置期間を延長しても将来の運用環境を予測するのは困難であり、運用環境によっては措置期間を長期にすることで財政健全化への取組みが遅れる」との厚生労働省の回答。

(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し

(基金)《平成24年度決算・財政検証から》

現在の最低責任準備金調整額

$$= \text{平成11年9月に遡って期ずれが解消されたとして計算された最低責任準備金} \\ - \text{最低責任準備金}$$

見直し後の最低責任準備金調整額

$$= \text{当該事業年度末における最低責任準備金} \\ \times \{ (1 + \text{前事業年度における厚生年金運用利回り} \times 9 / 12) \\ \times (1 + \text{当該事業年度における厚生年金運用利回り}) - 1 \}$$

→ パブリックコメントを踏まえた変更点

変更後の最低責任準備金調整額

$$= \text{当該事業年度末における最低責任準備金} \\ \times \{ (1 + \text{前事業年度における厚生年金運用利回り}) ^ (9 / 12) \\ \times (1 + \text{当該事業年度における厚生年金運用利回り}) / 1.0723 - 1 \}$$

(注) 1.0723は、平成10年1月～平成11年9月までの厚生年金運用利回りに基づく。

厚生年金運用利回りの適用期間について(基準日が平成23年3月31日の場合)

現在の最低責任準備金	平成10年1月～平成21年6月
現在の最低責任準備金(継続基準)	平成11年10月～平成23年3月
変更後の最低責任準備金(継続基準)	同上(計算式の考え方が上記と同様)

上記により、変更後の最低責任準備金(継続基準)は、現在の最低責任準備金(継続基準)とおおむね同程度の水準となる。



(4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し

(基金、DB)《平成24年度決算・財政検証から》

非継続基準抵触に伴い拠出すべき掛金の計算に用いる資産額について、数理上資産額を用いることを可能としていたが時価額のみを用いることとする。

- ・判定については従来より時価額を使用。
- ・判定の結果、基準抵触となり掛金額を計算する際の資産額が時価となる。

(回復計画による方法の場合のシミュレーションスタート時の資産額、積立比率に応じて掛金額を計算する方法の場合の資産額のいずれも数理上資産額を用いることができない。)

➡ **パブリックコメントを踏まえた変更点**

なし。

- ・制度存続を前提として長期的観点から数理的評価の使用も可能とすべきとの意見に対しては、「解散や終了といった不測の事態に備え、資産額は時価で評価すべき」との厚生労働省の回答。

(5) (回復計画の) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

(基金、DB)《平成24年度決算・財政検証から》

回復計画に実効性を持たせるため前提の一部を見直す。

- ・最低責任準備金のコロガシ利率  
厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らない率。  
(現在：厚生年金の過去5事業年度の平均でも可)
- ・年金資産の運用利回り  
過去5事業年度の平均または最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率  
(現在：予定利率で可)
- ・加入員(者)数  
過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む。  
(現在：特に基準なし)

➡ **パブリックコメントを踏まえた変更点**

- ・**年金資産の運用利回り(回復計画の前提)**

**過去5事業年度の平均、最低積立基準額の算定利率または厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか大きい率(上限)**

今回の変更により、シミュレーションにおける最低積立基準額と年金資産は、おおむね、同様に増減すると考えられるが、積立比率を引き上げるためには掛金の引上げが必要。

(6) 非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討

(基金、DB)《公布日から》

平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要に応じて検討を行い、必要な措置を講ずる。

➡ **パブリックコメントを踏まえた変更点  
なし。**

(7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し(基金)《公布日から》

指定基金健全化計画承認基準について、目標達成のための具体的措置を計画の内容とするように承認基準を明確化するとともに、添付書類等の簡素化、提出期限の弾力化を行う。

なお、平成22年度以前に指定された既指定基金についても見直し後の基準に基づき、計画の変更を求めることとする。(提出期限は平成24年2月末。但し、提出困難な場合は、地方厚生(支)局長に報告した上で、平成24年9月末に提出することも可能とする。)

- ・ 目標達成のために必要な具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他の事項ごとに措置の内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とする。ただし、基金及び設立母体の実情や具体的措置を実施するために必要な期間を考慮し、見込みを記載することも可能とする。(なお、健全化計画の承認は当該具体的措置の実施、財政の健全化が見込まれる場合に行うこととする。)
- ・ 指定年度の2月末までの提出が困難な場合は、地方厚生(支)局長に報告した上で、指定年度の翌年度の9月末に提出することも可能とする。
- ・ 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限は、変更を求める際に提出期限を定めることとする。(従前は、変更を求めた日の翌日から起算して3カ月後の日が属する月の月末)

健全化計画の様式(別添様式2)のうち、「1. 財政に関する事項」「2. 業務に関する事項」「3. 歴代代議員・理事等名簿」「4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し」について削除する。

➡ **パブリックコメントを踏まえた変更点**

- ・ **年金資産の運用利回り(健全化計画の前提)**

**過去5事業年度の平均、最低積立基準額の算定利率または厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか大きい率(上限)**

今回の変更により、シミュレーションにおける最低積立基準額と年金資産は、おおむね、同様に増減すると考えられるが、積立比率を引き上げるためには掛金の引上げが必要。

## 2. 指定基金健全化計画承認基準の見直しに係る政令および関連通知の改正のポイント

### 改正通知名

厚生年金基金に係る厚生年金保険法第 178 条の 2 に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について

### 現行基準と新基準の比較（ポイント）

#### ○指定対象基金

現行基準	3 事業年度連続して、純資産額 < 最低責任準備金 × 90% の基金
新基準	上記に加え、 直前の決算で、純資産額 < 最低責任準備金 × 80% の基金

#### ○健全化計画の前提

##### ・最低責任準備金のコログシ利率

現行基準	厚生年金の運用実績の過去 5 事業年度の平均 または厚生年金の予定運用利回り
新基準	厚生年金の予定運用利回り

##### ・年金資産の運用利回り

現行基準	予定利率以下
新基準	基金の運用実績の過去 5 事業年度の平均、 最低積立基準額の算定利率 または厚生年金の予定運用利回り のうちいずれか大きい率（上限）

##### ・加入員数の前提

現行基準	なし
新基準	過去 5 事業年度の実績を用いて適正に見込む

#### ○健全化計画書の申請期限

現行基準	指定年度の 2 月末
新基準	指定翌年度の 9 月末（指定年度の 2 月末までの申請が困難である旨を地方厚生（支）局長に報告）



○その他

- ・健全化計画により基金財政の健全化（積立比率の上昇等）が見込まれる場合に承認されることが明確になった。
- ・既に指定された指定基金についても新基準に基づき、計画の変更が必要。

以上

